

保育料算定および階層認定について

0歳～2歳クラスの保育料（利用者負担額）は、次の項目に基づき決定しています。

3歳～5歳クラスは、保育料は無償化されましたが、給食費が発生します。

給食費は園によって違います。くわしくは施設情報一覧（P.31～P.44）をご覧ください。

1. 保育料算定および階層認定の方法（以下「保育料」で説明します）

① 保護者の市町村民税額と、世帯の状況で決まります。

児童と、生計をひとつにしている保護者の市民税所得割額の合計額により、那覇市の「階層別保育料算定表」（P.28）に基づいて算定します。

また、前期保育料（4～8月分）は令和3年度の課税額で算定し、後期保育料（9～3月分）は令和4年度の課税額で算定します。

例）令和4年度の保育料を決定するとき

年 月	令和4年									令和5年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
課税年	前期保育料(令和3年度の課税額で算定)					後期保育料(令和4年度の課税額で算定)						
収入	(令和2年1月～12月分の収入)					(令和3年1月～12月分の収入)						

② 保育料の変更について

市民税額の変更や世帯状況がかわった場合は、こどもみらい課にお申し出ください。

保育料の変更は申請のあった翌月からの適用となります

ので、減額対象となる事項についてはお早めに申し出ください。

③ 保護者の課税情報が確認できないときは、保育料が最高額になります

1) 保護者が他市町村在住だった世帯

課税年の1月1日時点で他市町村在住の方は、課税情報が確認できないため最高額で決定します。

正しく保育料を算定するためには、次のア～ウのいずれかをご提出ください。

※ 保護者2人とも他市町村在住だった場合は2人分必要です（非課税や扶養控除に入っている場合も必要）。

ア) 申込書（様式1）に個人番号（マイナンバー）と課税年1月1日時点の住所を記入

イ) 市町村民税課税証明書

ウ) (国外就労の場合) 年間収入を証明する書類

2) 保護者が収入申告を行っていない世帯

収入申告を行っていない方は税額が確認できないため、最高額で決定します。

正しい保育料を算定するためには、お早めに収入申告を行ってください。

- ・ 収入がなかった方も申告が必要です。
- ・ 扶養に入っている方は、被扶養者として申告が必要です。

（税申告については、那覇市市民税課（TEL：861-3328）へお問い合わせください。）

④ 祖父母の税額を合算する場合があります

同一世帯に、保護者より収入が高い祖父母がいる場合は、祖父母の税額を合算して保育料の算定を行うことがあります（祖父母合算といいます）。

保護者の直近の収入が生活保護基準を上回る場合は、祖父母合算を解除することができますので、次の書類をご持参のうえ、窓口でお申し出ください。

- ・ 就労証明書（直近3か月分の実績の記載があるもの）
- ・ 給与明細書など、収入がわかる書類（直近3か月分）

2. 保育料の減免について

① 保育料の減額免除制度があります

次のいずれかに該当する世帯は保育料が安くなる場合がありますので、申込書（様式1）の「保育料算定項目」にご記入ください。該当事由を確認するため、必要に応じて次の書類提出をお願いすることがあります。また、里親や被災者の方についても保育料が減免できる場合がありますのでお問い合わせください。

世帯の状況	提出書類
生活保護世帯	生活保護受給証明書（世帯全員が記載されているもの）
ひとり親世帯（未婚の場合も含む）	次のうちいずれか1つ <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童扶養手当受給者証の写し ・ 母子及び父子家庭等医療費助成受給者証の写し （※「こども医療費助成金受給資格者証」ではありません。） ・ 戸籍謄本（離婚日の記載があるもの）
在宅障がい者(児)がいる世帯	次のうちいずれか1つの写し 特別児童扶養手当受給者証、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、または、障害基礎年金証書の写し

※税制改正により、令和3年9月以降の保育料算定からは、未婚のひとり親も寡婦(夫)控除が適用されます。

② 多子軽減について

児童の兄や姉がいる場合、きょうだいの人数に応じて保育料が安くなる場合があります。次の表を参考に、児童の多子区分を確認し、P.28の保育料算定表で保育料をご確認ください。きょうだい企業が企業主導型保育園、特別支援学校幼稚部、児童デイサービスを利用している場合は、在園証明書をご提出ください。

【多子区分表】

世帯の市町村民税 所得割額	きょうだいのカウント方法 (同一生計のきょうだいに限る) (※1)	多子区分の例			
		小学4年	5歳(市外の幼稚園在籍)	4歳(認可外施設在籍)	2歳(認可園在籍)
57,700円未満 (ひとり親や在宅障がい者のいる 世帯は77,101円未満)	年齢に関係なく きょうだいの数	第1子	第2子	第3子	第4子
上記以外	対象施設に在籍している 未就学のきょうだいの数 (※2)	カウント外	第1子	カウント外	第2子

きょうだいのカウント方法は、世帯の市町村民課税額で決まります。

※1 進学などの理由により別住所で居住しており、保護者の扶養に入っているきょうだいがある場合は、社会保険証等の写しをご提出ください。

※2 対象施設は、認可保育園、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園、企業主導型保育園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援または医療型児童発達支援サービス利用者です。
那覇市内の認可保育園・認定こども園・地域型保育事業・幼稚園に在籍している児童は市で確認できるため届出不要です。

3. 給食費の減免制度があります

3歳児クラスから園が定める給食費が発生し、給食費は主食費と副食費にわかれています。
※給食費は施設によって金額が異なります。くわしくはP.31～44施設情報一覧でご確認ください。
以下に該当する世帯は、給食費が安くなる場合があります。

2号認定児童

減免対象者

- ・ 保護者の市町村民税額57,700円未満の世帯の子ども
(ひとり親世帯等は市町村民税額77,101円未満の世帯の子ども)
- ・ 未就学の保育施設等※ を利用しているきょうだいからカウントして第3子以降の子ども
※保育施設等はP.26【多子区分表】※2参照

減免額

- ・ 主食費 600円免除 (市内に在住しており、市内の施設に在籍している児童)
- ・ 副食費 全額免除

1号認定児童

減免対象者

- ・ 保護者の市町村民税額77,101円未満の世帯の子ども
- ・ 小学校3年生以下の保育施設等※ を利用しているきょうだいからカウントして第3子以降の子ども

減免額

- ・ 主食費 500円免除 (市内に在住しており、市内の施設に在籍している児童)
- ・ 副食費 全額免除

手続きについて

特別な手続きは不要ですが、他市町村に在住していた方など世帯の課税額が確認できない場合、住民税課税証明書を求める場合があります。

4. 保育料および給食費のお支払方法

私立認可保育園の保育料および公立こども園の保育料・給食費は那覇市が徴収します。毎月20日納付期限です。口座振替または納付書でお支払いすることができますが、口座振替でのお支払いをおすすめします。施設徴収については、各施設へお問い合わせください。

	私立保育園	小規模、事業所内	私立、公私連携こども園	公立、公立みらいこども園	私立幼稚園
保育料	市徴収	施設徴収	施設徴収	市徴収	施設徴収
給食費	施設徴収	-	施設徴収	市徴収	施設徴収

市徴収の園で、口座振替手続きをしたのに納付書が届いた場合は、口座登録が完了していません。登録完了後に口座振替開始通知でお知らせしますので、振替開始月までは納付書での納付をお願いします。